

各団体からの民間委託に関する申入れ・要望について

行政改革課

団体名	申入れ・要望先	申入れ・要望の概要	ページ
長野県職員労働組合	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」については、現業職員の賃金・労働条件は労使交渉・合意に基づくという原則を踏まえて、一方的な実施は行わないこと。 ・「民間委託が適当な業務は民間委託を推進」については、行政サービスの質の確保の観点から、現場職員の意見を聴取するなど実態把握に努め、拙速な判断を行わないこと。 	2
長野県高等学校教職員組合	民間協働専門部 会委員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場における民間委託化は困難であると考えます。 ・民間委託を一方的にすすめることがないよう県当局に求めていただきたい。 	3・4
長野県書店商業組合	県教育委員会教 育長	<ul style="list-style-type: none"> ・地元書店が書籍納入から締め出される ・学校図書館の多様性や役割が守られなくなる ・地元書店締め出しになるような行政改革には反対致します 	5・6
学校図書館問題研究会 会長野支部	民間協働専門部 会委員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館職員配置の基本的条件として、正規職員であることが必要であると考えています。 ・学校図書館の職員は、自己の職務に責任を持ち、教育現場の変化にも目を配りつつ、常に現状の改善に努めるためにも、安定した身分の正規職員であることが必要です。 ・学校図書館の管理運営は民間委託になじみません。 	7～9
図書館問題研究会長 野支部	民間協働専門部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに高校でどのような教育を行っていくのか、それを実現していくためどのような学校図書館が必要なのかという本質に立ち返って、学校図書館司書が民間委託に適しているのかを慎重に検討していただきたいと切に願います。 	10・11

2008年6月5日

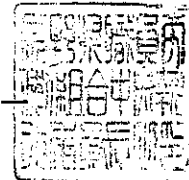
総務部長

浦野昭治様

長野県職員労働組合

中央執行委員長

高橋精



現業協議会議長

小林五男



申入書

県においては行財政改革プラン及び総務省通知に基づき、現業職員の賃金適正化や現業職場を中心とした民間委託の検討を行っていますが、一方的に見直しを行うことのないよう下記のとおり申し入れます。

記

- 1 県が今年3月に公表した「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」については、現業職員の賃金・労働条件は労使交渉・合意に基づくという原則を踏まえて、一方的な実施は行わないこと。
- 2 行政機構審議会民間協働専門部会で検討している「民間委託が適当な業務は民間委託を推進」については、行政サービスの質の確保の観点から、現場職員の意見を聴取するなど実態把握に努め、拙速な判断を行わないこと。

長野県行政機構審議会民間協働専門部会委員

矢嶋廣道 様

梅雨の晴れ間の青空と木々の緑が鮮やかな季節となりました。行政機構審議会民間協働専門部会の委員として尽力されていることに敬意を表します。

さて、5月中旬にも私どもよりお願いの文書を送らせていただいたところですが、本日は改めて目を通していただきたい資料などをお届けいたします。繰り返しのお願いをする失礼をご容赦いただき、ぜひご覧ください。

行政改革課より提出された「民間委託を検討可能な業務の洗い出し調査の結果について」という資料のなかで特別支援学校の給食技師や高等学校の校用技師、農林技師、学校司書が民間委託を検討可能な業務に分類されていることに私たちが大変困惑し、この先どのように事態が進行するか不安を抱えていることは先日お伝えしたとおりです。5月末に私たちは松本市で第87回定期大会を開催しましたが、この問題をめぐって多くの発言があり、民間委託すべきではないという趣旨の特別決議を採択したところです。

同封の資料は学校司書や農林技師、校用技師の仕事についてまとめたパンフレットです。いずれの業務も生徒とかかわり、学校の教育活動そのものであり、その仕事を進めるためには現場の事情や生徒の状況に精通し、ある程度の長期にわたる見通しをもつことや他の教職員との協働が欠かせないものであることを説明したものです。この問題についての同僚や卒業生の声も掲載しました。

第5回民間協働専門部会に提出された行政改革課の資料では「民間委託等の推進にあたっての留意事項」として「競争性・透明性の確保」すなわち「委託先の長期固定化が生じない措置」が必要とされています。これでは短期的かつ限定的な業務委託となり、教育活動を担うことはきわめて困難で、「サービスの質の確保」ができるかどうか大いに疑問です。その他の留意事項である「守秘義務の確保と漏洩防止の措置」「責任の明確化（事故等の場合における適正な責任体制）」についても、学校現場における民間委託化は困難であると考えます。

6月23日付信濃毎日新聞では学校司書の仕事が紹介され、民間委託化の問題点が指摘されていました。記事に取り上げられた学校司書だけでなく、現業職員も同様に、生徒とふれあい教育活動を担いながら業務を進めていくにあたっては、生徒の様子や学校の教育活動の全体計画を把握していることが欠かせません。そのためには、職員会議をはじめとして、教職員どうしの議論に参加することで問題意識を共有することが求められます。たと

えば、昨今の高校教育における大切な課題である特別支援教育に関連しても、3月22日付信濃毎日新聞に紹介されているように、発達障害を抱える生徒がよく図書館を利用するという実態があります。現業職員がそうした生徒に接する場面も数多くあります。現場の教職員は校内研修等によって発達障害について学んだり、生徒の情報を交流したりして、一人ひとりに応じたよりよい指導方法や接し方を模索しているところです。もしも民間委託された場合には、職員会議や校内研修には参加は難しいことが予測され、生徒への対応に支障をきたす恐れもあります。教育現場においては、現業職員の業務も学校司書の業務も、仕事の範囲を明確に区切ることは困難ですし、生徒の学習や成長に関わっているだけに効率性の問題では片付けられません。

今後の民間協働専門部会で、民間委託問題が議論されることと推察いたしますが、第5回専門部会でも議論されたように、民間委託可能と分類されている一つ一つの業務について、つぶさに検証される余裕はないと思われまます。しかし、いずれの業務も民間委託してよいかどうかは該当の業務に従事している職員からの意見聴取や現場の実態を踏まえた慎重な検討が欠かせない重大な問題であると考えます。第4回専門部会では行政改革課長が「民間委託を検討することが可能ですよということで各課から挙げてもらった」との発言がありましたが、いまだに各課から現場の当事者にそのようなことは伝えられていないのが実情です。どうか、民間委託を一方向的にすすめることがないよう県当局に求めていただきたくお願いいたします。

最後にお願ひですが、近日中にぜひ私たち高教組の現業部、司書部の役員との懇談の機会を持っていただけないでしょうか。民間協働専門部会の委員の皆さんと個別にお会いして私たちの具体的な仕事内容などをお伝えできればと思っております。改めて担当よりご連絡いたしますのでよろしくご検討ください。

2008年7月3日

長野県高等学校教職員組合執行委員長 高村 裕

長野県立高等学校司書民営委託に伴う要望書

日頃は長野県立図書館及び学校図書館を通じ当組合に対し、ご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。また、本年2月20日の我が組合創立100周年記念式典にもご多用中にも関わらずご出席いただき、ありがとうございました。

さて、5月21日の信濃毎日新聞に掲載された長野県の行政改革に伴う「長野県立高校司書民営委託」につきましては、長野県下の全書店がその動向を注視しているところです。成り行きによっては死活問題にもなりかねない為、県下の書店が加盟する長野県書店商業組合として下記のようなお願いをさせていただくものです。

■地元書店が書籍納入から締め出される

もしも大手図書装備会社であるTRC(別紙注①)や学校図書販売に強い影響力をもつ(社)信濃教育会及び(株)しんきょうネット(別紙注②)などの書籍販売を営業目的としている大手会社が司書の民間委託先になった場合は地元の書店が締め出されると大変危惧しております。

■学校図書館の多様性や役割が守られなくなる

学校図書館は公共図書館と異なる役割がありますが、学校のニーズに合わせた選書や活動をするためには学校の事情を把握し、多様で自由な選書・司書活動が必須と考えられます。

司書を民間委託される会社が書籍販売をしている場合は、当然発注先や選書は自分の会社のことを聞かざるを得ず、発注先や選書が偏ることはむしろ自然なことです。

また、司書は生徒などの個人情報を知る立場になりますが、民間委託した場合には司書の立場や待遇も変わると考えられ、その点不安がないわけではありません。

■地元書店締め出しになるような行政改革には反対致します

長野県書店商業組合と致しましても長野県の財政状況が逼迫していることは承知致しておりますし、行政改革の必要性を余儀なくされていることは理解をしているところであります。

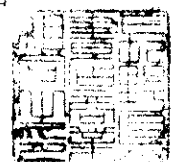
しかし、その結果として地元の書店から書籍購入ができなくなってしまうような事態になれば、各地元書店の死活問題になり長野県に籍を置く多くの書店が困窮することになることは間違いありません。

青少年期における読書の必要性や活字の大切さは国においても平成17年制定の文字・活字文化振興法や平成19年改訂の学校図書館法など多くの法令に見られるようにその必要性が認められています。しかし、少子化・活字離れなど多数の要因から残念なことに国の方針とは裏腹に書籍の売上全体は毎年前年比割れであり、ずっと右肩下がりであります。

このような困難な時代になりましたが地域の学校の一番近くにいる私ども長野県内各地元書店は書籍販売を通して青少年育成や地域の学校の一助になりますように微力では有りますがなんとか関わって参りたく、日々活動をしております。

何卒、行政改革の結果として長野県内各地区の地元書店が高校の図書館から締め出されてしまうようなことにならないように心からお願い申し上げます。

平成20年7月11日
長野県書店商業組合
理事長 赤羽 好三



長野県立高等学校司書民営委託 に伴う要望書別紙資料

●注①

■TRCについて

1979年に設立されたTRC(株式会社 図書館流通センター)は図書マークや図書装備など広く図書館に関わる事業を展開していますが、書籍販売も大きな営業目的となっています。

コンピュータシステムに関わる図書貸し出しなどのソフトや図書マークなどを独自のものを使用することで書籍販売についても長野県内や全国の公共図書館に見られるように独占してきました。最近では司書派遣も行い、本当の意味でまるごと全て図書館を管理・運営することも行っています。

公共図書館にみられるようなこれまでの実績を見る限り、学校に司書を派遣するようなことになれば高校図書館でも公共図書館のように現在納入している県下の各地元書店は一切の書籍納入が出来なくなる事は確実で、公共図書館のように雑誌類も少ない学校図書館では本当に締め出されてしまいます。

また、県立長野図書館にも見られるような地元書店に売上の5%程度を請求における手数料として支払い、これをもって地元書店と連携とする場合がありますが、断れば0になるという初めから選択肢のないものであり、苦渋の決断を強いられているのが実情です。また、各高校別の予算規模を考えれば手数料が地元書店の救いには残念ながらなるはずありません。

●注②

■(社)信濃教育会と(株)しんきょうネット

長野県には全国に類のない(社)信濃教育会という組織があります。

過去に教育啓蒙活動の一環として書籍販売を積極的に行っていましたがあまりに特権的な営業活動と収入の大きさに社団法人格としての的確でない平成11年に長野県教育委員会よりの指摘を受け、書籍販売部門は株式会社 しんきょうネットとして分離独立した経過があります。

しかしながら現在においても名前が示すとおり(社)信濃教育会と(株)しんきょうネットは表裏一体の活動をしており、仮に(社)信濃教育会または(株)しんきょうネットが民間委託元になったときには大手装備会社と同様に現在出入りしている書店には発注がされないものと承知しており、地元書店は締め出されてしまうことになるかと危惧しています。

2008年7月15日

長野県行政機構審議会 民間協働専門部会 委員の皆様

学校図書館問題研究会 長野支部
代表 矢口 芙美子

私たちは、会員の実践活動を持ち寄って検討・理論化し、日常の図書館活動に活かすことで、学校図書館の充実・発展を目指している全国規模の研究団体「学校図書館問題研究会」の長野支部です。小・中・高の学校図書館司書をはじめ、研究者・公共図書館関係者・学校図書館の発展を願う市民などが集っています。

4月30日の第4回長野県行政機構審議会民間協働専門部会に提出された資料「民間委託検討可能業務」に高等学校の学校図書館の管理運営（学校司書 定数89）があげられていることについて、委員の皆様にお考えいただきたく、意見を述べさせていただきます。

学校図書館問題研究会では、学校図書館職員配置の基本的条件（別紙「学校図書館にこんな‘人’を —学校図書館職員配置の基本的条件—」をご参照下さい）として、正規職員であることが必要であると考えています。

学校図書館は、授業の流れや学校行事との関連の中で、さまざまな使われ方をします。授業や学校行事の流れを知り、その中で図書館やその他の資料をどう使っていくかを考えるには、先生との話し合いだけでなく、職員会議に出ることが必要です。また地域の公共図書館との連携、ネットワークなどでも、学校の職員として打ち合わせることもあります。学校図書館の職員は、自己の職務に責任を持ち、教育現場の変化にも目を配りつつ、常に現状の改善に努めるためにも、安定した身分の正規職員であることが必要です。

学校図書館の運営は学校全体の教育活動と深く関わっています。これを単なる物理的な管理業務として切り分け、民間委託してしまうことは、学校の中で図書館が果たしている教育的機能を阻害することとなります。学校図書館の管理運営は民間委託になじみません。

学校の中で図書館と学校司書とが果たしている役割についてご理解いただくために、下記の資料を同封しました。ごらんいただければ幸いです。

『がくと22号』は2006年8月に長野市で行われた学校図書館問題研究会の全国大会の様子をまとめたものです。

とくに冒頭4～26ページには前鳥取県立図書館長、齋藤明彦氏の講演が収められています。鳥取県が2002年度から高等学校の図書館に、正規職員の学校司書を置いた経緯とねらいとを大変分かりやすくお話し頂きました。

また、巻末146～160ページの神奈川県の高校の学校司書、松田ユリ子さんの実践報告をお読み頂くと、学校司書が長年の経験をいかして教諭の授業計画段階から関わっている様子をおわかりいただけたと思います。また、同封しましたDVDは岡山市学校図書館ビデオ制作委員会による「本があって、人がいて」を許可をいただいて複写したものです。学校司書がいる学校図書館の様子が20分ほどにまとまっています。

学校図書館問題研究会 長野支部
事務局 〒399-5301
長野県木曾郡南木曾町読書 2937-227
TEL 0264-57-2103
HP <http://shinanogakuto.fc2web.com/>
Email aya_to@sea.plala.or.jp
事務局長 富所 綾

学校図書館にこんな‘人’を

——学校図書館職員配置の基本的条件——

学校図書館問題研究会

教育改革の問題が国民的課題となり、新しい教育のあり方を考えたとき、ひとりひとりの子ども達を大切に、学ぶ意欲を受けとめる学校図書館の役割は、今、大きく見直されてきています。全国各地での学校図書館の充実をめざす運動の結果、カギのかかった図書館が開かれ、整備され、子ども達を受け入れる図書館の‘人’がいることで、学校図書館が活気にあふれ、利用されるようになってきました。このような姿は新聞報道でも目にするようになってきています。

とはいえ、学校図書館で子ども達の相手をする図書館職員は、さまざまな形での配置であるため、仕事の上での制約や不安を抱えながら、職務をはたしています。学校図書館問題研究会は、学校図書館に働く職員のあり方として、図書館専任（専任）の専門職員（専門）、さらに正規職員（正規）であるべきであることを、1994年の全国大会総会時に確認しています。この確認の上に、現在のさまざまな形での職員配置に対して、次のようなことを基本的な条件として考え、その実現をめざします。

1 学校図書館の仕事に専念できること

学校図書館は、毎日いつでも開かれていなければなりません。授業中の利用、授業間の休み時間、昼休み、放課後、時間帯に応じていろいろな使われ方をします。知りたいことや読みたい本を求めてやってくる子ども達に、確実に資料を手渡していくことは、図書館の大切な仕事です。利用者である子どもをよく知っていることも必要です。他の仕事と兼務の状態ではなく、図書館の仕事に専念できなくてはなりません。

2 司書資格を持っていること

図書館の本（資料）と利用者を結びつけるためには、資料の専門家でなくてはなりません。利用者にとって使いやすい本の配列、検索手段の整備のためにも、また自分の知りたいことをうまく表現できない子ども達から、本当に知りたいことを聞き出すためにも、図書館サービスを熟知した職員であることが望まれます。子ども達の知る自由、読む自由を大切に、利用者の秘密を守る姿勢が、子ども達の知的好奇心や読書意欲を育てます。学校図書館には、資料と資料提供の専門家である、司書資格を持った専門職員が必要です。

3 正規職員であること

学校図書館は、授業の流れや学校行事との関連で、さまざまな使われ方をします。図書館や資料をどのように使っていくか、授業の流れや学校行事を知るためには、先生との話し合いだけでなく、職員会議に出ることが必要です。また地域の公共図書館との連携、ネットワークなどでも、学校の職員として打ち合わせることも出てきます。学校図書館の職員は、自己の職務に責任を持ち、よりよい方向に改善するためにも、安定した身分の正規職員であることが必要です。

4 1校に1名（以上）の配置であること

子ども達ひとりひとりのリクエストに応じたり、資料相談などのきめ細かいサービスをするには、利用者である子ども達や先生をよく知っている必要があります。また毎日開かれ、図書館職員がいることで、忙しい先生も授業の合間の時間などで打ち合わせことができ、そこから新たな利用が広がることもあります。一人が複数の学校にかけもちで勤務するのではなく、1校に1名（以上）でなければなりません。

5 フルタイムで働けること

学校図書館は、始業時から児童生徒の下校の時間まで開いていなければなりません。子ども達への対応、先生との打ち合わせ、図書館のさまざまな仕事、フルタイムで働いていても、図書館が利用されれば時間が足りなくなります。ブックトークをはじめとする本の紹介やブックリストの作成など、図書館を有効に使ってもらうためにやりたい仕事も、時間が限られているためにできない、そういうことが多くあります。時間のためにできる仕事が決まってしまう、結果的に利用のされ方も限定されてしまいます。フルタイムで働ける条件が必要です。

6 継続して働ける職であること

図書館の仕事は積み重ねです。子ども達への本の紹介や利用の案内も、図書館の状況に応じて変わっていきます。継続して働ける条件があることによって、校内での図書館の理解が深まり、利用に反映されるなど、達成されることが数多くあります。予算に応じての本（資料）の収集、利用状況に応じての書架の配列、古い本の廃棄、検索手段の整備なども、計画を立てて順を追って仕事をしていく必要があります。継続して働けるだけでなく、その職が学校図書館の仕事であることが明確であること、司書として独自に採用されることも大切です。

7 研修の機会が保証されていること

学校図書館で働く‘人’は資料と資料提供の専門家でなければなりません。そのためには、新しい本（資料）の情報、子ども達の置かれている社会的文化的状況、学校教育の流れの中で学校図書館がどう活用されるのかがいいのかが、日々の学習が必要です。学校内外での情報交換も大切です。研修の成果は、学校図書館の利用のされ方に直接つながりますし、確かな本の紹介や資料の案内につながります。どの図書館でもよい図書館サービスが受けられるように、研修の機会が保証されなければなりません。

以上あげたことは、学校図書館に働く‘人’のための基本的な条件です。子ども達が大切にされ、学校の中で学校図書館がその機能をはたしていくために、必要不可欠な条件であると考えます。

2002年8月7日

学校図書館問題研究会第18回全国大会

2008年7月29日

長野県行政機構審議会
民間協働専門部会 様

図書館問題研究会 長野支部
支部長 井上 喜久美

厳しい県財政下、行政改革に真摯に取り組んでおられる審議会の皆様に敬意を表します。

さて、私たち図書館問題研究会は、住民の学習権と知る自由を保障する図書館の発展を目指して活動している個人加盟の団体です。図書館員、住民、研究者など図書館に関心を持つもので構成され、会員数は全国で約千名です。長野県支部は準会員を含め30名で、毎年地域住民の方と共に講演会や学習会を行なっております。

この度、第4回長野県行政機構審議会民間協働専門部会に提出された資料「民間委託検討可能業務」に高等学校の学校図書館の管理運営があげられていることについて、長年図書館に係わってきたものの立場から、委員の皆様にも私の意見を述べさせていただきます。

司書は専門性を必要とされる仕事だと常々感じております。まして、学校司書となれば本に関する知識のほかに、各教科がいつどのような課題で調べ学習をするか把握し、それをサポートするためにどのような資料を用意すべきか知らなくてはなりません。個々の生徒の課題も把握していなければならないでしょう。学校が図書館を使って生きた授業をするためにはそれを支える司書が必要なのです。司書のいない図書館は本の倉庫となってしまいます。文部省も自ら学ぶ力・課題解決能力を育てるため学校図書館に力を入れています。先日目にした文部科学省・子どもの読書サポーターズ会議のポスターには次のような言葉が書かれていました。「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに、未来への扉。」

現在県内の県立高校には、全校に司書が配置されており、その結果、長野県の学校図書館は、全国的に見ても活発に動いています。県内の学校司書たちは、利用者の動きを観察しながら館内レイアウトを変更したり、見出しを作成したりして、使いやすい図書館づくりを研究・実践しています。また、教師や生徒に積極的に働きかけて、行事や授業などでの利用の掘り起こしに励んでいます。生徒が読みたい本を提供するとともに、すぐれた作品や役にたつ資料の紹介に努めています。若者の活字離れが顕著な今日、県内の高等学校司書によるこれ

らの活動は貴重であると考えます。

長野県行政機構審議会ホームページの「今後の民間委託等の推進に向けた基本的考え方」の中で民間委託を実施するかどうかの視点を5つ挙げていらっしゃいます。その第一に「サービスの質の向上が図られる。」とありますが、高等学校司書の仕事が民間委託により質が向上するとは考えられません。実は、長野県の公共図書館では臨時職員が増えたため、5年という短い周期で職員の入れ替えがあり、知識と経験が蓄積しません。やる気があっても経済的な理由で司書の仕事を離れていった仲間がたくさんいます。そのため、公共図書館には図書館の運営方針を決めていくべき中堅職員がほとんどいない状況が生まれ、そのことにより全国レベルよりも長野県の公共図書館のサービスが貧しいものになってきています。現在よりも安い賃金で雇われ継続雇用の保証も無いと考えられる民間職員に、現状より良いサービスができるとはとても思えないのです。この仕事は何よりも経験の蓄積が必要となり、その蓄積された技術と知識で次代を担う人づくりに関わる事が要求されます。この点を考慮いただくようお願いいたします。

また、第二点で挙げられている「コスト削減が図られる」ですが、高等学校司書の場合これはとりもなおさず現在よりも低賃金になるということを意味します。福祉の現場で安い賃金ときつい仕事に耐えに耐えて、疲弊して職を離れていく人が多く出るのと同じ状況が民間委託された図書館にもおきています。また、次代を担う大切な若者たちを官製プアーが生まれるような仕組みに組み込むような事態を避けなければならないと考えます。

また、第四で挙げられている「高度な専門知識や技術が必要で、県で人材の確保が困難である。」という視点ですが、現在の高等学校司書は専門職として採用試験を経た有資格者です。大学で司書課程を修め司書資格を持った人たちが毎年多く生まれていますが、そのほとんどが司書の仕事に就くことができない現状を見れば、人材確保が困難とは考えられません。

私たちは貴部会が、子どもたちに高校でどのような教育を行なっていくのか、それを実現していくためどのような学校図書館が必要なのかという本質に立ち返って、学校図書館司書が民間委託に適しているのかを慎重に検討していただきたいと切に願います。

また、先頃の図書館法の改正を受け、両院が図書館や博物館に関する付帯決議を考慮に入れ検討下さることを切望いたします

図書館問題研究会長野支部

事務局 〒399-5301

〒395-0034 長野県飯田市追手町 2-677-3

飯田市立図書館内

TEL : 0265-22-0706 FAX :
0265-22-023